【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月６日
【中間会計期間】	第８期中（自2026年４月１日　至2026年９月30日）
【会社名】	株式会社ｖｉｓｕｍｏ
【英訳名】	visumo Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　　井上　純
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目１番１号　青山ファーストビル
【電話番号】	03-6822-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　上席執行役員　　見城　壮彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目１番１号 青山ファーストビル
【電話番号】	03-6822-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　上席執行役員　　見城　壮彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第７期 中間会計期間	第８期 中間会計期間	第７期
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
売上高	（千円）	443,631	638,933	973,156
経常利益	（千円）	55,235	16,155	83,074
中間（当期）純利益	（千円）	37,262	6,794	72,720
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	248,525	248,525	248,525
発行済株式総数	（株）	1,637,000	2,050,700	2,050,700
純資産額	（千円）	558,290	696,093	688,521
総資産額	（千円）	720,485	1,027,913	1,014,118
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	22.76	3.31	41.82
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	22.55	3.29	41.45
１株当たり配当額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	77.3	67.5	67.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	54,644	112,357	155,130
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△71,191	△133,225	△219,133
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	330,761	285,792	306,659

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は440百万円となり、前事業年度末に比べ20百万円減少いたしました。これは主に売掛金が９百万円増加し、現金及び預金が20百万円、前渡金が８百万円減少したことによるものであります。固定資産は587百万円となり、前事業年度末に比べ34百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が27百万円、無形固定資産が16百万円増加し、投資その他の資産の敷金が11百万円減少したことによるものであります。この結果、総資産は、1,027百万円となり、前事業年度末に比べ13百万円増加いたしました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は184百万円となり、前事業年度末に比べ１百万円減少いたしました。これは主に未払費用が４百万円、未払法人税等が３百万円増加し、未払金が９百万円減少したことによるものであります。固定負債は147百万円となり、前事業年度末に比べ７百万円増加いたしました。これは主に役員退職慰労引当金が５百万円、退職給付引当金が２百万円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は、331百万円となり、前事業年度末に比べ６百万円増加いたしました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は696百万円となり、前事業年度末に比べ７百万円増加いたしました。これは主に中間純利益の計上により利益剰余金が６百万円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当中間会計期間においては、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進やAI技術の進展を背景に、デジタルマーケティングへの投資は引き続き堅調に推移いたしました。また、SNS投稿やレビュー（口コミ）などのユーザー生成コンテンツ（UGC）の活用が広がる中、企業では多様なデジタルコンテンツを活用した顧客体験の向上やマーケティング施策の高度化へのニーズが高まっております。一方で、デジタルコンテンツの管理・運用の複雑化やデジタル人材の不足などを背景に、効率的なコンテンツ活用を実現するソリューションへの需要も拡大しております。

このような環境のもと、当社は、SNS投稿、レビュー、動画などの多様なコンテンツを一元的に活用できるマーケティングプラットフォームをSaaSとして提供し、企業のマーケティング活動を支援しております。当中間会計期間においては、新規顧客の獲得および既存顧客との取引拡大に注力するとともに、AI時代を見据えた機能開発やサービスの機能強化を推進し、提供価値の向上に取り組んでまいりました。また、生成AI関連技術の活用を進めるとともに、SNS投稿、レビュー、動画を組み合わせたマーケティング支援の強化を図り、顧客ニーズへの対応力向上に努めてまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は638百万円（前年同期比44.0%増）、営業利益は16百万円（同69.9%減）、経常利益は16百万円（同70.8%減）、中間純利益は６百万円（同81.8%減）となりました。

また、利益面につきましては、上記の体制強化および開発強化に向けた投資を計画的に進めたことにより、人件費および研究開発費が増加し、前年同期と比較して減少いたしました。

なお、当社はマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ20百万円減少し、285百万円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、112百万円（前中間期は54百万円の獲得）となりました。これは、税引前中間純利益の計上及び減価償却費の計上等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、133百万円（前中間期は71百万円の使用）となりました。これは、無形固定資産の取得及び有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

該当事項はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当社では、通常業務において、サービスの機能強化に関連する事項の情報収集及び基盤技術の更なる向上を目的として、マーケティングプラットフォームにＡＩを取り入れた パーソナライズサービスの研究活動を実施しております。

この結果、当中間会計期間における研究開発費の総額は12,132千円であります。

なお、当社はマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月６日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,050,700	2,050,700	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	2,050,700	2,050,700	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	第４回新株予約権
決議年月日	2026年６月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　１ 当社従業員　12
新株予約権の数（個）※	191（注）３
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式19,100（注）３
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	717（注）２
新株予約権の行使期間	自2030年６月18日　至2036年６月17日（注）６
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　717 資本組入額　359
新株予約権の行使の条件※	(注)８
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注)10
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)11

※ 新株予約権の発行時（2026年６月19日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く）　１名　50個
当社従業員　12名　141個
総数　13名　191個

２．新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

３．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付その他の株式数の調整を必要とする場合には、これらの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、各新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前日の終値（割当日前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日前日の終値とする。

５．行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付その他の上記の行使価額の調整を必要とする場合には、これらの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

６．新株予約権を行使することができる期間

2030年６月18日から2036年６月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

８．新株予約権の行使の条件

①　新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②　新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③　その他権利行使の条件は、2026年６月17日開催の当社第７期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会における募集新株予約権発行の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

９．新株予約権の取得の条件

①　当社は、本新株予約権者が上記(８)による本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

10．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑥ 株式交付

株式交付をする株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の割当日

2026年６月19日

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月１日～2026年９月30日	－	2,050,700	－	248,525	－	148,525

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ソフトクリエイトホールディングス	東京都渋谷区渋谷２丁目１５－１	1,281,400	62.49
南 直美	大阪府大阪市北区	61,000	2.97
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山２丁目６番２１号	30,700	1.50
上野 弘雄	大阪府大阪市旭区	26,400	1.29
ＺＥＴＡ株式会社	東京都世田谷区三軒茶屋２丁目１１番２２号	19,200	0.94
齊藤 建一	岡山県岡山市	17,100	0.83
伊藤 豊	東京都豊島区	16,500	0.80
坪田 浩昌	東京都墨田区	16,100	0.79
ＧＭＯクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂１丁目２番３号	14,800	0.72
佐藤 弥生	東京都港区	14,000	0.68
計	－	1,497,200	73.01

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,048,600	20,486	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,100	－	－
発行済株式総数	2,050,700	－	－
総株主の議決権	－	20,486	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	306,659	285,792
売掛金	121,170	130,264
前払費用	22,375	20,679
前渡金	11,253	3,223
その他	103	1,006
貸倒引当金	△60	△87
流動資産合計	461,503	440,877
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	7,240	24,943
減価償却累計額	△3,706	△557
建物附属設備（純額）	3,533	24,386
工具、器具及び備品	13,142	18,252
減価償却累計額	△7,466	△6,143
工具、器具及び備品（純額）	5,676	12,108
有形固定資産合計	9,209	36,494
無形固定資産		
ソフトウエア	444,462	458,833
ソフトウエア仮勘定	13,378	15,658
無形固定資産合計	457,841	474,491
投資その他の資産		
繰延税金資産	28,978	31,386
敷金	56,579	44,633
その他	7	29
投資その他の資産合計	85,565	76,049
固定資産合計	552,615	587,035
資産合計	1,014,118	1,027,913
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,275	22,419
未払金	62,011	52,485
未払費用	42,601	46,971
預り金	5,559	5,798
未払法人税等	10,268	13,903
契約負債	5,434	5,115
賞与引当金	36,261	38,085
流動負債合計	186,411	184,779
固定負債		
退職給付引当金	15,644	18,049
役員退職慰労引当金	23,542	28,992
長期借入金	100,000	100,000
固定負債合計	139,186	147,041
負債合計	325,597	331,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	248,525	248,525
資本剰余金	242,654	242,654
利益剰余金	195,610	202,405
株主資本合計	686,790	693,585
新株予約権	1,730	2,507
純資産合計	688,521	696,093
負債純資産合計	1,014,118	1,027,913

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
売上高	443,631	638,933
売上原価	152,130	310,653
売上総利益	291,501	328,280
販売費及び一般管理費	※ 236,622	※ 311,748
営業利益	54,878	16,532
営業外収益		
受取利息	306	393
雑収入	50	180
営業外収益合計	356	573
営業外費用		
支払利息	-	950
営業外費用合計	-	950
経常利益	55,235	16,155
特別損失		
固定資産除却損	―	2,149
特別損失合計	―	2,149
税引前中間純利益	55,235	14,006
法人税、住民税及び事業税	17,672	9,619
法人税等調整額	300	△2,408
法人税等合計	17,972	7,211
中間純利益	37,262	6,794

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	55,235	14,006
減価償却費	32,857	95,365
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1	26
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,846	1,824
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,302	2,404
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	2,250	5,450
受取利息	△306	△393
支払利息	-	950
株式報酬費用	418	776
固定資産除却損	-	2,149
売上債権の増減額（△は増加）	△3,139	△9,093
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,372	△1,855
前渡金の増減額（△は増加）	-	8,030
契約負債の増減額（△は減少）	△1,127	△319
未払金の増減額（△は減少）	△18,111	△9,526
前払費用の増減額（△は増加）	△212	1,696
その他	2,958	6,279
小計	72,600	117,772
利息の受取額	306	393
法人税等の支払額	△18,262	△5,808
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,644	112,357
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	△35,310
無形固定資産の取得による支出	△71,191	△106,141
敷金及び保証金の回収による収入	-	8,586
その他	-	△360
投資活動によるキャッシュ・フロー	△71,191	△133,225
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△16,547	△20,867
現金及び現金同等物の期首残高	347,308	306,659
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 330,761	※ 285,792

【注記事項】

（中間損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
給与手当	66,419千円	98,347千円
役員報酬	31,338	43,215
賞与及び賞与引当金繰入額	14,565	21,593
退職給付費用	2,204	2,809
役員退職慰労引当金繰入額	2,250	3,800
減価償却費	1,001	5,644
広告宣伝費	33,899	14,402

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
現金及び預金勘定	330,761千円	285,792千円
現金及び現金同等物	330,761	285,792

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解しております。

前中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

（単位：千円）

	ストック	フロー	スポット	合計
一時点で移転される財又はサービス	－	9,382	2,950	12,332
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	429,259	－	2,040	431,299
顧客との契約から生じる収益	429,259	9,382	4,990	443,631
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	429,259	9,382	4,990	443,631

当中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

（単位：千円）

	ストック	フロー	スポット	合計
一時点で移転される財又はサービス	－	32,965	8,350	41,315
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	596,218	－	1,400	597,618
顧客との契約から生じる収益	596,218	32,965	9,750	638,933
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	596,218	32,965	9,750	638,933

（注）ストック売上は月額費用から発生する売上であり、オプションを含めた固定の月額費用であるストック売上（ベース）とリクエスト数やCDN従量等に応じた従量課金であるストック売上（従量）の合計になります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
（１）１株当たり中間純利益	22.76円	3.31円
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	37,262	6,794
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	37,262	6,794
普通株式の期中平均株式数（株）	1,637,000	2,050,700
（２）潜在株式調整後１株当たり中間純利益	22.55円	3.29円
（算定上の基礎）		
中間純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	15,414	11,901
（うち新株予約権（株））	（15,414）	（11,901）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第３回新株予約権 新株予約権の数　165個 （普通株式　16,500株）	第４回新株予約権 新株予約権の数　191個 （普通株式　19,100株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月６日

株式会社ｖｉｓｕｍｏ

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　鈴木　克子

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　多奈部　宏子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｖｉｓｕｍｏの２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの第８期事業年度の中間会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｖｉｓｕｍｏの２０２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。